

柴田町自転車用ヘルメット購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自転車利用時における重大事故から頭部を守る自転車用ヘルメットの着用促進を図るため、自転車用ヘルメットの購入経費を予算の範囲内で助成する柴田町自転車用ヘルメット購入費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、柴田町補助金等交付規則（平成8年柴田町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 安全表示 製品の安全性の認証表示で（一財）製品安全協会による安全認証（SGマーク）、（公財）日本自転車競技連盟による安全認証（JCFマーク）、欧州連合の欧州委員会による安全認証（CEマーク）、ドイツ製品安全法による安全認証（GSマーク）、アメリカ合衆国消費者製品安全委員会による安全認証（CPSCマーク）その他これらに類する認証等で町長が認めるものをいう。

(2) 自転車用ヘルメット 交通事故等の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で自転車乗車用に製造され、安全表示があるものをいう。

(3) 高校生 第6条第1項の規定により交付申請をした日の属する年度において、15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(4) 寮等 町内の寮又は下宿等を行う建物のことをいう。

(対象ヘルメット)

第3条 助成金の対象となる自転車用ヘルメットは、令和4年12月23日以後に購入した新品の自転車用ヘルメット（以下「対象ヘルメット」という。）とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に住所を有し、かつ、第7条第1項の規定により助成金の交付を決定する時点で町内に居住している者

(2) 国、県、他市区町村及び関係機関から本助成金と同種の助成金等の交付を受けていない者

2 前項に規定するもののほか、町外に住所を有する者で、寮等に居住し町内の高校に通学する高校生が対象ヘルメットを購入する場合は、助成金の交付対象者とする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第5条 助成金の助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は対象ヘルメットの購入価格（消費税等を含む。）とし、付随するサービスの加入費等は含まないものとする。

2 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、2,000円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柴田町自転車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象ヘルメットの購入に係る領収書等の写し
- (2) 安全表示があることがわかる取扱説明書等の写し又は対象ヘルメットの写真
- (3) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的書類の写し
- (4) 助成金の振込先口座が確認できる通帳の写し又はキャッシュカードの写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 申請書兼請求書は、規則第12条の補助事業等実績報告書及び規則第15条の規定に基づく補助金等交付請求書を兼ねるものとする。

（助成金の交付決定）

第7条 町長は、申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、柴田町自転車用ヘルメット購入費助成金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 交付決定通知書は、規則第13条に規定する補助金等の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

3 助成金の交付は、助成対象者1人につき1回限りとする。

（助成金の交付）

第8条 町長は、前条の規定により交付決定通知書を通知したときは、申請者が指定した金融機関に口座振替の方法により助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、助成金の交付を受けた者が、この告示に違反して虚偽、その他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年7月24日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。